

投票の時間

原則として投票時間は7時から20時までです。ただし、表④のとおり、一部の投票所では投票時間が異なります。

● 点字投票

投票用紙を受け取る前に、係員にその旨をお申し出ください。点字器は投票所に備えています。点字による候補者名簿も用意していますので必要な人は係員にお申し出ください。

● 代理投票

身体の障がいなどのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を記載できない人は、職員が代わって記載する制度がありますので、係員にその旨をお申し出ください。

● 郵便などによる投票

重度の身体障がい者の郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者の手帳の所持者や介護保険の要介護者のうち、表⑤の要件に該当する場合は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。この場合、糸島市選挙管理委員会から、あらかじめ郵便等投票証明書

の交付を受ける必要がありま

すので、希望する人は、早めにお問い合わせください。

● 郵便等投票対象者のうち代理記載ができる場合

の障がいがある人は、本人に代わって代理人が自宅などで投票用紙に記載することができます。この場合、糸島市選挙管理委員会から、あらかじめ、代理記載用の郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、お問い合わせください。



[図1] **異なる選挙区の期日前投票所では、投票できません。(市長・市議会議員選挙ともに)**

表③ 前回の選挙から変更になる投票所

投票区	投票所
18	一貴山公民館 → 石崎公民館

表④ 投票時間が異なる投票所

投票所	投票時間
長糸小学校白糸分校	7時00分から 19時00分まで
姫島保健福祉館	6時30分から 16時30分まで

表⑤ 郵便などによる不在者投票の要件

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳の所持者	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳の所持者	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症から第3項症まで
要介護認定を受けている人		要介護5

表⑥ 郵便などによる不在者投票の代理記載の要件

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳の所持者	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳の所持者	上肢または視覚	特別項症から第2項症まで

表⑦ 期日前投票所

選挙区	期日前投票所
前原(旧前原市)	糸島市役所本庁舎5階501会議室
二丈(旧二丈町)	糸島市役所二丈庁舎本館1階101会議室(旧二丈町役場)
志摩(旧志摩町)	糸島市役所志摩庁舎1階会議室(旧志摩町役場)

表⑧ 開票所

開票区・選挙区	開票所	開票予定
前原(旧前原市)	伊都文化会館	21時15分から
二丈(旧二丈町)	深江公民館	
志摩(旧志摩町)	健康福祉センターふれあい	

長期の出張・旅行などで居住地を不在とし投票日当日の投票や期日前投票のできない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

この場合は、事前に、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を郵送で請求していただくなりますが、投票用紙を投票日に投票所に届けることができないと無

効となるため、早めにお問い合わせください。

要介護認定を受けている人は、投票所に入場整理券と一緒に一人ひとりに投票所入場整理券(はがき)を郵送します。

これは、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名

榜との照合をスムーズに行なうために発行しているものです。投票に行くときには、投票所の場所をご確認の上、ご本人の分をご持参ください。

現時点は未成年の場合現在は未成年でも、選挙期日までに20歳になる人についても、各選挙区の不在者投票所で投票を行うことができます。

選挙期日は20歳だが、現時点は未成年の場合現在は未成年でも、選挙期日までに20歳になる人についても、各選挙区の不在者投票所で投票を行うことができます。

前原選挙区の有権者



糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

所本庁舎、二丈および志摩町役場(旧二丈町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

志摩選挙区の有権者



糸島市役所志摩庁舎(旧志摩町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

二丈選挙区の有権者



糸島市役所二丈庁舎(旧二丈町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者

糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者



糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者

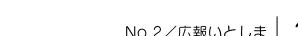


糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者



糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者

糸島市役所本庁舎(旧町役場)です。

投票管理業者(病院長など)を通じ、糸島市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票を行います。

直接投票所でその旨を申し出てください。

前原選挙区の有権者

